

会 議 録

会 議 録	令和 6 年度山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（第 1 回）	
開 催 日 時	令和 6 年 7 月 3 日（水） 1 4 時 0 0 分～ 1 5 時 3 0 分	
開 催 場 所	市役所 3 階大会議室	
出 席 者	特別養護老人ホーム長寿園 地域密着型介護事業所そらり 高千帆苑在宅介護支援センター 社会福祉法人健仁会 介護保険被保険者代表 山陽小野田医師会 山陽小野田市社会福祉協議会 デイサービス有帆 サンライフ山陽在宅介護支援センター 長寿園居宅介護支援事業所 上村篤子 上村誉恵 大塚美和子 越智和恵 土井さつき 萩田勝彦 森重陽子 山口辰也 山高正義 渡邊結子	
欠 席 者	山陽小野田市民生児童委員協議会 村田和義 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 安部慎一郎	委員数 12 人 出席者数 10 人 欠席者数 2 人
事務担当課 及び職員	福祉部長 吉岡忠司、福祉部次長兼高齢福祉課長 尾山貴子 高齢福祉課技監（地域包括支援センター所長） 荒川智美 高齢福祉課課長補佐 竹内広明 高齢福祉課主査（地域包括支援センター所長補佐） 古谷直美 介護保険係係長 見田健治 高齢福祉係係長 藤永一徳 地域包括支援センター主任 高岡潮理	
会 議 次 第	1 辞令交付 2 福祉部長挨拶 3 議事 (1) 地域包括支援センターの事業評価における全国集計について (2) 令和 6 年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメ ント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者について (3) 令和 6 年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画につ いて (4) 令和 6 年度認知症初期集中支援チーム活動計画について (5) 意見聴取 4 その他	
会 議 結 果	1 について 辞令交付を行った 2 について	

	福祉部長が挨拶を行った。 委員の互選により選出、会長を萩田委員（山陽小野田医師会）副会長を山高委員（サンライフ山陽在宅介護支援センター）に決定 会長があいさつを行った。 副会長があいさつを行った。 3 (1)について 事務局が事業評価における全国集計について説明を行った。 ○質疑・意見 委員：今回の実績で地域ケア会議での多職種連携が前の年では100%だったが、今回はコロナ感染の影響で行えなかったと考えてよろしいでしょうか？ 事務局：コロナ感染での影響は特にはない 委員：地域ケア会議をできている、できていないはどこで評価されるのか？ 事務局：「地域ケア会議の開催計画を周知しているか」といった項目があり、関係機関への周知が行えていなかったことで「できなかった」と判断しました。今後は広く周知していきたいと考えております。 委員：「医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか」のところで「できていない」と評価されたのはどのような場面を想定しているのか？ 事務局：在宅医療・介護連携推進研修会を想定し、その中で事例をつかった内容での研修を多職種で行っていなかったため「できていない」と評価しました。 2 (2)について 事務局が令和6年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者について説明を行った。 ○「令和6年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約を30事業所に行うことを委員より承認を得る。 参加委員全員から承認を得た。 ○質疑・意見 委員からの質疑はなかった。 2 (3)について 事務局が令和6年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画について説明を行った。 ○質疑・意見
--	---

委員：住民運営通いの場を2ヶ所立ち上げて通っている。男性がどんどん減り、今は女性だけになっているが、通いの場でいろいろなことをやっていることで参加された皆さんが、「あー来てよかった。楽しかった」と言われることがとてもうれしい。また頑張ろうと意欲がわいてきます。住民運営通いの場が増えているが、今後もこういった場をどんどん増やしてほしい。介護予防応援隊もどんどん増えてきている。テレビばかり観ていてもフレイルになってしまうね。介護予防応援隊としても皆さんに声かけをしてフレイルにならないように励まし合っている。あたまの健康チェックをこの度は地域交流センター以外でも、地域包括支援センターの方がそれぞれの通いの場に来てくださってあたまの健康チェックを受けることができるようになった。通いの場の参加者の皆さんがとても喜んで、本当にありがたいと口々に言っています。認知症のことや MCI のことなど地域ではかなり認知されてきていると感じます。

事務局：事業計画への励ましの言葉としていただけたと捉えております。事業への認知が進んでいると感じ、うれしく思います。令和6年度も続けていきたいと思えます。地域の皆様がいろいろな情報を広げていただけているからこそ進んでいると実感できました。そこのご協力はこれからもよろしくお願いいたします。

委員：「健康遊具の通いの場」とあるが、健康遊具とは具体的にどんなものなのか。

事務局：大人が健康増進や筋力増進のために使う遊具です。市内では、須恵健康公園、江汐公園、ねたろう公園夢広場の3ヶ所に設置しています。ストレッチや筋力アップが望める遊具を都市計画課が設置しており、令和5年度からリハビリ職の専門職に依頼し、「健康遊具を使った介護予防教室」を開催しております。今年度は、健康遊具の体験会や、通いの場として健康遊具があるところを活用できないかということで地域の方にもご協力していただけて開催しています。

委員：須恵健康公園で毎月第2火曜日に開催している教室に参加しています。第4金曜日では江汐公園でも教室をやっています。本当に筋トレができます。一人二人三人と増えてきている。ロコミで少しずつですが増えてきています。広報やパンフレットなどに載っていますが、やはりロコミが大事です。ぜひPRもよろしくお願いします。

委員：とてもよくわかりました。今度公園に行ってみに行きたいと

思います。その後にウォーキングやジョギングなどを組み合わせても楽しいのかなと思いました。

委員：「指定介護予防支援」なのですが令和6年度の見込みで5,400件とありますが、この中の委託率はどの程度になりますか。地域包括支援センター職員の業務軽減にもつながるためにも委託率を増やしていくのか、総合相談事業を委託していくのかなど今後の流れがあれば教えてください。

事務局：介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの合わせての委託率は、30%ぐらいになります。「指定介護予防支援」の指定を受けている事業所は現在ありません。法改正で「総合相談業務」も委託できるとなりましたが、まだ具体的にどのようにしていくかは協議しておりません。

委員：委託することと、委託しないことの違いはどういったものなのか。

事務局：マネジメント業務の全般を委託し、給付の支払に関することは地域包括支援センターで行い委託料を事業所に支払っています。委託しないで直接指定を受ける事業所は、利用者との直接契約をして、業務や給付も全て各事業所で行うので地域包括支援センターは関与しない形になります。

事務局：以前は、要支援の方への支援計画を立てる業務は地域包括支援センターのみが指定を行っていましたが、この度の改定で各居宅介護支援事業所でも直接指定を受けて要支援の方の支援計画を立てることができるようになりました。要介護の方と同様に利用者様と直接事業所が契約して計画や給付などの業務すべてを行うことができるようになりました。

2(4)について

事務局が令和6年度認知症初期集中支援チーム活動報告を行った。

○質疑・意見

委員：最近事例など取組の紹介ができればおねがいしたい。

事務局：6か月間の短期集中で支援しているが、思うように介護サービスや医療につなげることができず、地域の見守り体制を作ることによって終結しているケースも多い、昨年から1～2年前に見守り体制で終結したケースが地域で困っている事例として相談が上がってしまい認知症初期集中として関わっていかなければいけないことが増えてきているように感じている。しかし、数年前でもこころの医療センターのチーム員医師に相談しているケースなので、再度の相談がとてもスムーズに関わっていた

だけ、入院や受診がとてもスムーズに行えるメリットがあると感じております。

委員：9人のチーム員はどんな職種の方ですか。

事務局：保健師、社会福祉、主任介護支援専門員、作業療法士になります

委員：初期集中支援に関わり、こころの医療センターに受診や入院をされ、その後在宅に戻られ受診を継続するにはこころの医療センターは距離的に支援がなければ難しいように感じるのですが、受診の継続が難しい場合の対応など事例がありましたら教えてください。

事務局：すべての方がこころの医療センターに受診するわけではありません。主治医の意見なども確認しながら対応をしています。市内や近隣市の専門医に相談することも多いです。こころの医療センターに入院され、その後在宅に退院された時に通院の継続が難しいケースは、こころの医療センターから市内や近隣市の専門病院に紹介状を書いて頂き、外来受診をお願いしております。入院が必要な状態になればこころの医療センターへ入院するという流れで対応しております。

2 (5)について

意見聴取

○質疑・意見

委員：指定介護予防支援のことですが、先ほど話にあった総合相談の委託に関してもですが、実際に利用される方の声や市民の声を集めるなどされているのか。それに対して方向性などお考えがあればお聞かせください。

事務局：総合相談業務を委託するという選択肢が今までなかったことで、市民の方にそのことに関しての要望や相談や不便に感じていることをお聞きする機会は今のところはありません。今後の方向性については、他市の動きも確認しながら協議していきたいと考えている段階ではあります。今後、御意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

委員：認知症の取組に関して、在宅で過ごされている方々の身近で相談や気づきができることはとても大切だと思います。様々な取組をされていますが、自治会のなかでちょっとした認知症に関わる隣り近所で出来る助け合いや認知症の理解普及を計画の中にあげられています。皆さんがフランクに入ってきて来られるような認知症講座があれば地域でどんどん広がっていくのかと思います。今後の計画の中にも参考にさせていただけたらと思います。

	委員：住民運営通いの場などでも「認知症について一緒に勉強しませんか？」と言って教室などを開いてくれています。地域包括支援センターは多方面でいろいろ私たち住民に助かっています。 事務局：住民運営通いの場での普及啓発は活動的な方が多数いらして普及啓発に尽力いただき感謝しております。それ以外の自治会レベルでの普及と言うのはまだまだ課題となっております。参考にさせていただきたいと思っております。 委員：一般介護予防事業のことです。地域密着型の事業所として地域の自治会のサロンの場所の提供や当事業所も認知症カフェを立ち上げるなどコロナ感染前までは行っていた。コロナ禍ではどうしても再開することができなかった。今後は感染症とも上手に付き合っていかなければいけないと思っております。地域密着型の施設として何かお手伝いやご協力ができたらと思っております。 委員：認知症初期集中支援での終了とはどのようなになった時のことを言われるのですか。 事務局：各ケースによって計画を立て、どこを目指して目標に置かを決めて支援しています。6か月間の期間でその目標が達成した時点で終了としています。6か月間の期間を経ても目標が達成しないケースもあります。その場合は、地域などの見守り体制を作って何かあった時はすぐに対応できるような体制づくりをした時点で終了としています。 委員：認知症カフェは地域包括以外にあるのですか。 事務局：認知症カフェは、市で委託して実施している事業所と委託を受けずに実施している事業所があります。委託を受けているカフェは市の認知症地域支援推進員が4人いますので各カフェに担当について計画や運営のお手伝いをしています。 委員：他市では若年性認知症の方のカフェがありますが、山陽小野田市も若年性認知症の方の取組が何かありますか。 事務局：市では若年性認知症の方の取組としてのカフェは実施していませんが、年に1回開催される県立こころの医療センターが主催で宇部市、山陽小野田市、美祢市が共催で実施している「りあんの会」といって若年性認知症の本人とその家族のための会に参加しています。山陽小野田市の方も数名ですが参加されています。 委員：今下関の病院にいる川合先生が認知症の家族会やカフェをされている。その方とつなげていくこともできるので相談してください。
--	--

	4 について 事務局が小野田赤十字在宅介護支援センターの廃止について説明を行った。 ○質疑・意見 質疑無し 事務局：先ほどの質問で、健康遊具についてありましたが、市のホームページで健康遊具についての説明や使い方を掲載しております。LINE で登録されている方はスマイルエイジングから確認することができます。情報提供させていただきます。 ～ 閉会 ～
--	--